

令和〇年度「大通り公園リニューアルエリアの特定公園施設及び  
その他公園施設日常管理運営」に関する協働契約書（案）

横浜市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、横浜市市民協働条例（平成24年6月条例第34号）（以下「条例」という。）第8条、第12条第1項及び令和〇年〇月〇日付「大通り公園1区～3区リニューアル事業公募設置等に係る基本協定書」（以下「基本協定書」という。）に基づき、令和〇年度に実施する市民協働事業「大通り公園リニューアルエリアの特定公園施設及びその他公園施設日常管理運営」の実施にあたって、次のとおり協働契約を締結する。

（趣旨）

- 第1条 この契約は、事業の実施にあたって、甲及び乙が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働を進めていくために必要な事項を定めるものとする。
- 2 甲及び乙は、市民公益活動の自主性を尊重するとともに、互いに依存や癒着等の関係に陥ることなく、双方が自立した存在として協働を進める。

（事業目的の共有）

第2条 甲及び乙は、「大通り公園1区～3区リニューアル事業公募設置等指針」にて掲げられた「大通り公園1区～3区のリニューアルコンセプト」にのっとり、リニューアルを経て生まれ変わった大通り公園の魅力及び周辺環境の向上を図るべく、適切な日常管理運営を進めるという事業目的を共有する。

（事業の概要）

- 第3条 甲及び乙は、前条の事業目的を達成するため、協働して次の事業を実施する。
- なお、計画の変更が生じる場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。
- (1) 事業名 大通り公園リニューアルエリアの特定公園施設及びその他公園施設日常管理運営
- (2) 事業内容 特定公園施設及びその他公園施設の日常管理運営業務
- (3) 事業実施期間 令和〇年4月1日から令和〇年3月31日まで

（役割及び責任分担等）

第4条 甲及び乙は、それぞれに次に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

事業項目	甲の役割	乙の役割
特定公園施設及びその他公園施設の日常管理運営業務	<ul style="list-style-type: none"><li>都市公園法及び横浜市公園条例に基づく公園利用者に対する行政指導</li><li>1件100万円以上の修繕</li><li>日常管理費の一部負担</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>公園利用者のマナー向上のための取組</li><li>緊急時の一次対応</li><li>日常管理作業の実施</li><li>1件100万円未満の修繕</li><li>日常管理費として甲が負担する以外の負担</li></ul>

- 2 乙は、甲と協議の上、同意を得た場合には、前項による役割について、適切に履行ができる第三者に対し委託することができる。
- 3 乙は、前項の規定により、第三者に委託するときは、事前に当該第三者の名称、委託の内容及び委託金額等を、甲に書面で報告する。この場合において、当該委託を行う乙は、当該第三者に対し、乙が甲に対し基本協定書及び本契約に基づき負担する義務と同等の義務を負担させなければ

ばならない。当該第三者がした行為は、全て当該委託を行った乙がしたものとみなす。当該第三者が甲及びその他の第三者に損害を与えたときは、乙が協議の上決定した責任の割合に応じて、当該損害を賠償する。

- 4 甲及び乙は、第1項に定めるもののほか、事業実施途中に役割が生じたときは、甲乙協議の上、その役割の必要性を共有し、別途甲乙間で取りまとめた書面に基づき分担して、質の高い成果を得られるよう努める。
- 5 なお、乙の日常管理の水準は基本協定書第106条で定める特定公園施設及びその他公園施設管理運営計画書のとおりとする。

#### (事業の進め方)

- 第5条 甲及び乙は、協働で事業に取り組むにあたり、事業目標及び事業実施計画の策定を行う。
- 2 甲及び乙は、前項で定める事業目標及び事業実施計画に基づき、定期的に事業進捗状況の確認を実施し、必要に応じて事業実施計画の改善を図る。
  - 3 事業終了後、乙は甲へ完了報告書の提出を速やかに行う。
  - 4 甲及び乙は、事業進捗の節目及び事業の終了後に、条例第15条の規定に基づき事業評価を実施する。
  - 5 甲及び乙は、前4項の実施にあたって組織同士で協議する場を設け、協議の過程において行う意思表示及び意思決定について、説明責任を負うものとする。

#### (経費分担)

- 第6条 事業に必要な経費については、第4条で定める役割分担に基づき、甲は、日常管理費として年間〇〇〇千円を負担し、それ以外の経費については、乙が負担する。
- 2 甲及び乙は、関連する法令に基づき、経費を適正に執行する。

#### (成果及び権利の帰属・譲渡等)

- 第7条 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果及び権利については甲及び乙の両者に帰属するものとする。ただし、甲又は乙の各々に既に帰属している成果及び権利は除くものとする。
- 2 甲又は乙は、この契約によって生ずる成果及び権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

#### (秘密及び個人情報の取扱い)

- 第8条 甲及び乙は、本契約に係る締結過程及び履行過程で知り得た秘密及び個人情報について、双方以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。この契約が終了した後も同様とする。但し、甲及び乙が、司法手続又は法令に基づき開示する場合はこの限りでない。
- 2 乙は、事業実施の際の秘密の保持については、条例第13条を遵守するものとする。

#### (公開の原則)

- 第9条 条例第4条第2項、第8条第3号及び第15条第2項の規定に基づき、事業に関する情報及び評価は公開を原則とし、甲及び乙はそれぞれに説明責任を果たすものとする。

#### (契約の有効期間)

- 第10条 この契約の有効期間は、契約書の締結の日から第5条第4項に定める事業評価が終了するまでとする。

(契約内容の変更)

第 11 条 本契約の締結後、諸般の事情により、契約内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(信義則)

第 12 条 甲及び乙は、第 2 条の目的を達成するため、信義に従い、本契約及び基本協定書に定める役割及び負担等を誠実に遂行するとともに、相互に協力して実施する。

(契約の解除)

第 13 条 甲及び乙は、甲又は乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるときは、契約を解除することができるものとする。

(その他)

第 14 条 本契約は、基本協定書に基づき締結されたものであり、本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項並びに基本協定書に抵触する部分については、基本協定書が優先して適用される。

この契約の締結を証するため、契約書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10  
横浜市  
横浜市長 山中 竹春 印

乙 〇〇市〇〇町〇丁目〇番  
〇〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印